（証券コード3376）
2020年11月６日

株　主　各　位

京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
株式会社　オ　ン　リ　ー
代表取締役社長　中　村　直　樹

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月24日（火曜日）営業時間終了時（午後６時30分）までにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年11月25日（水曜日）午前10時

２．場　　所　京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
株式会社オンリー本社ビル３階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

１．第44期（2019年９月１日から2020年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第44期（2019年９月１日から2020年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　剰余金の処分の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　当日ご出席の株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、当日会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

◎　事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載いたします。

掲載アドレス　http://www.only.co.jp/

添付書類

事　業　報　告

（2019年９月１日から2020年８月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、2019年10月の消費税増税や米中の貿易摩擦の長期化に伴う世界経済の減退に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が経済活動の低下と企業収益の減少に大きな影響を与えており、長期化することが懸念されております。

紳士服市場におきましては、スーツ着用人口が減少していることに加えて、外出自粛やテレワークの導入促進に伴いワークスタイルの多様化が一層進んでおり、依然として厳しい状況が続いております。

こうした状況の中で、当社グループは、「笑顔」、「感謝」、「清掃・整頓」を行動理念に掲げ、顧客満足の最大化を目指して、以下のとおり取り組んでまいりました。

商品面につきましては、トレンド感やクオリティを追求した「ONLY PREMIO」コレクションの展開を強化して、高感度の顧客層の獲得や買上単価の増加に取り組みました。「オンリープレミオ東京」では、ブランド価値の向上を図るため２月までは独自のイベントを多数実施し、スーツの採寸イベントでは女性向けに男性用の型紙で仕立てるオーダースーツが好評を得ました。また、自社ＥＣサイトにつきましては、３月以降はテーラーメイドスーツやミニマルオーダースーツに加えて既製品の取り扱いを増やすことで販売の拡大を図っております。

販売店舗につきましては、政府や自治体からの各種要請等を踏まえ、４月、５月は大部分の店舗で臨時休業や営業時間短縮を実施し、特に４月中旬から５月上旬には一部を除く全店舗が休業しました。営業再開後も営業時間短縮や人員数の調整等を実施するなど通常営業ができない状況が続きました。店舗数につきましては、４月にイタリアを中心にセレクトしたインポートブランド商品とテーラーメイドスーツを融合した新店舗「エディットアンドオンリー」を東京銀座に出店したこと等により、「オンリー（オンリープレミオ

東京、オンリープレミオ、オンリー京都テーラー、オンリーウィメン、エディットアンドオンリーを含む)」は２店舗の出店、５店舗を閉店して34店舗、アウトレット販売等を行う「スーツアンドスーツ」は５店舗の出店、１店舗を閉店して23店舗となりました。

以上により、当連結会計年度末の当社グループの店舗数合計は57店舗となりました（前期末比１店舗増）。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、外出自粛や営業時間短縮及び臨時休業の影響により53億48百万円（前期比26.2％減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、臨時休業等により、販売促進費、旅費交通費が減少したことなどにより31億85百万円（同17.2％減）となりました。

利益面につきましては、営業利益は30百万円（同95.3％減）、経常利益は営業外収益に受取賃貸料２億48百万円を計上したことなどにより２億21百万円（同72.1％減）となりました。また、助成金などを特別利益に臨時休業等による収入として１億63百万円計上、一方で臨時休業期間における固定費（人件費・地代家賃・減価償却費）を特別損失に臨時休業等による損失として１億84百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、１億１百万円（同79.8％減）となりました。

なお、当社グループは紳士服、婦人服及び関連商品の製造・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は４億90百万円となりました。その主な内訳は、内装等店舗設備が１億14百万円、建物の取得が54百万円、工具、器具及び備品が29百万円、工場製造設備が６百万円、情報システムが23百万円、店舗設備などの不動産賃貸借契約に係る差入保証金が33百万円、土地の取得が２億29百万円であります。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として20億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（４）対処すべき課題

紳士服業界においては、少子高齢化等によりスーツ着用人口が減少していることに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出自粛やテレワークの導入促進に伴いワークスタイルの多様化が一層進んでおり、スーツを含むビジネスウェアの販売金額は減少すると予想しております。このような状況ではありますが、当社グループは経営環境の変化に対応し、売上・利益の獲得を目指します。

当社グループは収益改善及び費用削減対策として、一部店舗の退店や既存店の適正人員配置等により店舗運営の効率化、各種経費を削減する一方で、好条件な場所への新規出店は積極的に行いたいと考えております。また、商品構成の見直しについても継続して実施いたします。テーラーメイドスーツやミニマルオーダースーツについては、ＷＥＢを活用した告知活動を強化し、ＷＥＢやＥＣと店舗を融合させて、お客様の利便性を高めることを目指します。

なお、新型コロナウイルスに対しましては、今後も企業活動に影響が出てくることが予想されます。当社グループでは、感染状況や経済への影響を注視し、柔軟に対応してまいります。

（５）財産及び損益の状況の推移

項　目	第41期 (2017年８月期)	第42期 (2018年８月期)	第43期 (2019年８月期)	第44期 (当連結会計年度) (2020年８月期)
売上高（百万円）	6,874	7,130	7,242	5,348
経常利益（百万円）	760	908	794	221
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	498	569	500	101
１株当たり当期純利益（円）	102.67	116.88	102.87	20.81
総資産（百万円）	7,546	7,840	8,313	9,562
純資産（百万円）	5,996	6,463	6,793	6,744
１株当たり純資産額（円）	1,228.63	1,328.08	1,395.95	1,395.64

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。

（６）重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社オンリーファクトリー	10,000千円	100%	紳士服及び婦人服の製造販売業
株式会社オンリートレンタ	10,000千円	100%	紳士服及び婦人服の販売業

（注）株式会社オンリートレンタは「スーツアンドスーツ」の店舗を運営しております。

（７）主要な事業内容（2020年８月31日現在）

当社グループの主たる事業は、紳士服、婦人服及び関連商品の企画・生産・販売であり、主な取扱品目は、スーツ及びシャツ・ネクタイであります。スーツについては、プレタポルテに加えて、オーダースーツの製造販売を行っております。

（８）主要な事業所及び工場（2020年８月31日現在）

① 本社　京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
② 東京本部　東京都千代田区有楽町２－２－３
③ オンリー商品センター　京都市山科区勧修寺瀬戸河原町126
④ 株式会社オンリーファクトリー（オーダースーツ製造工場）
佐賀県武雄市武雄町大字武雄2011番地１

⑤ 販売店舗

当社グループは、当社商品の販売のため、国内に57店舗を有しております。地域別及び業態別に表示すると次のとおりであります。

業　態	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	九州	合計
オンリー	2	1	8	6	12	3	2	34
スーツアンドスーツ	1		6	1	13	1	1	23
合計	3	1	14	7	25	4	3	57

（注）１．上記所在地の地方区分は都道府県別に次のとおりであります。
北海道…北海道　　東北……宮城県
関東……埼玉県、東京都、神奈川県　　中部……静岡県、愛知県
近畿……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県　　中国……岡山県、広島県
九州……福岡県
２．オンリー業態は当社が運営し、スーツアンドスーツ業態は株式会社オンリートレンタが運営しております。
３．オンリー業態には、オンリープレミオ東京、オンリープレミオ、オンリーウィメン、エディットアンドオンリーを含んでおります。

（９）使用人の状況（2020年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
270名　（ 29名）	24名減　（2名増）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219名　（ 29名）	25名減（ 2名増）	34.0歳	6.3年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（10）主要な借入先及び借入額（2020年８月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	731百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	712百万円
三井住友信託銀行株式会社	366百万円

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

（１）会社の株式に関する事項（2020年８月31日現在）

① **発行可能株式総数**　12,000,000株

② **発行済株式の総数**　5,972,000株（自己株式1,139,582株を含んでおります。）

③ **株主数**　4,650名

④ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数(株)	持株比率（%）
中西浩一	1,470,000	30.42
株式会社はるやまホールディングス	296,100	6.13
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	217,400	4.50
中西元美	140,000	2.90
中村直樹	135,180	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	126,200	2.61
京都中央信用金庫	104,700	2.17
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	77,900	1.61
SMBC日興証券株式会社	65,400	1.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	65,100	1.35

（注）１．当社は自己株式を1,139,582株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（２）会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（３）会社役員に関する事項

①　取締役及び監査役の状況（2020年８月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	中 西 浩 一	株式会社オンリーファクトリー代表取締役会長
代表取締役社長	中 村 直 樹	株式会社オンリーファクトリー取締役 株式会社オンリートレンタ代表取締役社長
取　　締　　役	菱 田 哲 也	ジェムアソシエイツ株式会社代表取締役
取　　締　　役	白 田　　清	ドーンアンドデライト株式会社代表取締役
常 勤 監 査 役	中本己知夫	
監　　査　　役	津 村 俊 雄	津村税理士事務所　税理士
監　　査　　役	燈 田　　進	燈田進税理士事務所　税理士

（注）１．取締役菱田哲也氏及び白田清氏は社外取締役であります。
２．監査役中本己知夫氏、津村俊雄氏及び燈田進氏は社外監査役であります。
３．監査役津村俊雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役燈田進氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当社は、取締役菱田哲也氏及び白田清氏、並びに監査役中本己知夫氏、津村俊雄氏及び燈田進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．社外取締役との責任限定契約について
当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
７．社外監査役との責任限定契約について
当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

②　事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
澤　詩朗	2019年11月27日	任期満了	取締役
白波　久	2020年８月31日	辞　任	取締役常務執行役員 株式会社オンリーファクトリー代表取締役社長

③　事業年度末日後の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
中西浩一	代表取締役会長 株式会社オンリーファクトリー代表取締役会長	取締役相談役	2020年９月１日
中村直樹	代表取締役社長 株式会社オンリーファクトリー取締役 株式会社オンリートレンタ代表取締役社長	代表取締役社長 株式会社オンリーファクトリー代表取締役社長 株式会社オンリートレンタ代表取締役社長	2020年９月１日

④　取締役及び監査役の報酬等の額

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	支給額
取　締　役（社外取締役を除く）	４名	45,700千円
社　外　取　締　役	２名	12,600千円
社　外　監　査　役	３名	6,600千円
合　計	９名	64,900千円

（注）１．上記には、2019年11月27日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び2020年８月31日付で辞任により退任した取締役１名を含んでおります。

２．取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．2007年11月26日開催の第31期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内と決議いただいております。

ロ．社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤　社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	菱田　哲也	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて必要な発言を行っております。
取締役	白田　清	当事業年度開催の取締役会12回中12回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて必要な発言を行っております。
監査役	中本己知夫	当事業年度開催の取締役会12回中12回及び監査役会12回中12回に出席しているほか、常勤監査役として経営会議や執行役員会等の重要な会議に出席し、会計及び税務についての専門的見地やコンプライアンスに対する幅広い知識と高い識見に基づいて必要な発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	津村　俊雄	当事業年度開催の取締役会12回中12回及び監査役会12回中12回に出席し、会計及び税務についての専門的見地から必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監査役	燈田　進	当事業年度開催の取締役会12回中12回及び監査役会12回中12回に出席し、会計及び税務についての専門的見地から必要な発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

⑥　社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

１．社外取締役　菱田哲也

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・ジェムアソシエイツ株式会社　代表取締役

（注）当社は、ジェムアソシエイツ株式会社とは特別の関係はありません。

２．社外取締役　白田　清

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・ドーンアンドデライト株式会社　代表取締役

（注）当社は、ドーンアンドデライト株式会社とは特別の関係はありません。

３．社外監査役　津村俊雄

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・津村税理士事務所　税理士

（注）当社は、津村税理士事務所とは特別の関係はありません。

４．社外監査役　燈田　進

他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

・燈田進税理士事務所　税理士

（注）当社は、燈田進税理士事務所とは特別の関係はありません。

（４）会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る報酬等の額（注）	22,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（５）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は社訓、企業理念（仲間・正直・シンプル）、行動理念（笑顔・感謝・清掃整頓）を大切にし、本社、全国の各店舗、グループ会社の全使用人に継続的にその精神を伝達し、それを企業風土とすることにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての統括責任者に管理担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的に記録し、整理・保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③　当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役がリスク管理に関する統括責任者としてその任にあたり、各担当部門長とともに、カテゴリー別のリスクを体系的に管理するためリスク管理規程を制定する。全社的なリスクを総括的に管理する部門は経営管理本部とし、当社及び当社子会社の各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役が出席する定例の経営会議を毎月１回、取締役会を毎月１回開催し、当社及び当社子会社の業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。当社及び当社子会社の各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

⑤　当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規程に基づき、当社及び関係会社の管理は当社代表取締役が統括する。当社代表取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡会議を開催する。

関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、経営管理本部スタッフを監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことにより不利益を受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規程」並びに「監査役監査規程」など社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し取締役及び使用人に説明を求めることとする。

監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

また「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

⑧　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力及び団体による不当請求に対しては、当社グループの組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。

（６）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

①　重要な会議の開催状況

当事業年度の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社及び当社子会社の全取締役及び監査役が出席する取締役会は12回開催され、各業務執行部門で収集されたリスク情報についての検討・意思決定を行っております。また、当社及び当社子会社の全取締役、常勤監査役が出席する経営会議において、業務執行の進捗状況について検討を行っております。

②　監査役の職務遂行について

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会及び経営会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。

③　内部監査の実施について

内部監査室は内部監査計画に基づき内部監査を実施いたしました。常勤監査役も内部監査室の内部監査に同行して業務監査を行っており、連携を図っております。また、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

以上、当事業年度において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

（７）株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2020年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
［資産の部］		［負債の部］	
流動資産	**4,901,209**	**流動負債**	**1,094,697**
現金及び預金	2,919,622	買掛金	86,478
売掛金	159,395	１年以内返済予定長期借入金	672,000
商品及び製品	1,251,450	ポイント引当金	37,232
仕掛品	4,627	資産除去債務	8,403
原材料及び貯蔵品	264,921	その他	290,581
その他	301,192	**固定負債**	**1,723,504**
固定資産	**4,661,315**	長期借入金	1,138,000
（有形固定資産）	**1,302,455**	退職給付に係る負債	95,343
建物及び構築物	724,248	資産除去債務	209,617
工具、器具及び備品	69,203	長期未払金	134,150
土地	495,964	その他	146,392
その他	13,038	**負債合計**	**2,818,201**
（無形固定資産）	**50,903**	［純資産の部］	
（投資その他の資産）	**3,307,956**	**株主資本**	**6,744,323**
繰延税金資産	153,111	資本金	1,079,850
差入保証金	809,867	資本剰余金	1,212,204
投資不動産	2,328,001	利益剰余金	4,844,319
その他	26,977	自己株式	△392,050
貸倒引当金	△10,000	**純資産合計**	**6,744,323**
資産合計	**9,562,525**	**負債・純資産合計**	**9,562,525**

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年９月１日から2020年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,348,221**
売上原価		2,132,834
売上総利益		**3,215,387**
販売費及び一般管理費		3,185,186
営業利益		**30,200**
営業外収益		
受取利息	4	
受取賃貸料	248,692	
その他	2,276	250,973
営業外費用		
支払利息	2,640	
賃貸収入原価	56,529	
その他	640	59,810
経常利益		**221,363**
特別利益		
臨時休業等による収入	163,526	163,526
特別損失		
固定資産除却損	1,399	
減損損失	22,652	
臨時休業等による損失	184,180	208,232
税金等調整前当期純利益		**176,658**
法人税、住民税及び事業税	67,919	
法人税等調整額	7,525	75,444
当期純利益		**101,214**
親会社株主に帰属する当期純利益		**101,214**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年９月１日から2020年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
２０１９年９月１日残高	1,079,850	1,212,204	4,893,979	△392,050	6,793,983
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△150,874		△150,874
親会社株主に帰属する当期純利益			101,214		101,214
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△49,660	－	△49,660
２０２０年８月３１日残高	1,079,850	1,212,204	4,844,319	△392,050	6,744,323

	純資産合計
２０１９年９月１日残高	6,793,983
連結会計年度中の変動額	
剰余金の配当	△150,874
親会社株主に帰属する当期純利益	101,214
連結会計年度中の変動額合計	△49,660
２０２０年８月３１日残高	6,744,323

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（１）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　２社

・連結子会社の名称　　㈱オンリーファクトリー、㈱オンリートレンタ

②　非連結子会社の状況　　該当事項はありません。

（２）持分法の適用に関する事項　　該当事項はありません。

（３）連結子会社の事業年度等に関する事項　　連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

（４）会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．デリバティブ　　時価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

・商品、原材料　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・製品、仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　７～34年

工具、器具及び備品　　３～10年

ロ．無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。

ハ．投資不動産　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　15～34年

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．ポイント引当金　　「オンリーメンバーズ」制度に基づき、購入金額に応じて顧客へ付与したポイントの利用による将来の費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき将来の費用負担見込額を計上しております。

④　退職給付に係る負債の計上基準

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　　為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　　（ヘッジ手段）　　（ヘッジ対象）

為替予約　　外貨建金銭債務

ハ．ヘッジ方針　　為替等の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るデリバティブ取引を行っております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための基本となる事項
　　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社グループにおきましても、今後も当社グループの業績に影響が及ぶことが想定され、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社グループでは、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は、2021年８月期末に向けて徐々に収束し回復に向かい、2021年９月以降は例年並の売上高が見込まれることを前提としております。

３．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,542,035千円
投資不動産の減価償却累計額	202,593千円

４．連結損益計算書に関する注記

（１）減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
営業店舗	東京都中央区他、 合計２物件	建物及び構築物、工具、器具及び備品

（資産のグルーピングの方法）

当社グループは、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。また、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

（減損損失を認識するに至った経緯）

営業店舗のうち、閉鎖することを決定した店舗及び収益性の低下している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（減損損失の内訳）

建物及び構築物	19,270千円
工具、器具及び備品	3,382千円
減損損失　合計	22,652千円

（回収可能価額の算定方法）

資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、転用可能な資産以外について売却可能性が見込めないため零としております。

（２）臨時休業等による収入

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した地代家賃の減額並びに雇用調整助成金等を臨時休業等による収入として、特別利益に計上しております。

（３）臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した固定費（人件費・地代家賃・減価償却費）を臨時休業等による損失として、特別損失に計上しております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	5,972,000	－	－	5,972,000

（２）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額

2019年11月27日開催の第43期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　150,874千円
・１株当たり配当額　31円
・基準日　2019年８月31日
・効力発生日　2019年11月28日

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年11月25日開催予定の第44期定時株主総会の議案として次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　33,826千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当額　７円
・基準日　2020年８月31日
・効力発生日　2020年11月26日

６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については、将来の為替相場の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先毎に期日管理や残高管理を行うことにより、当該リスクを管理しております。

不動産賃借等に係る差入保証金は、差入先・預託先の信用リスクに晒されておりますが、定期的な残高管理や各種信用情報等を把握することにより、当該リスクを管理しております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、すべて１年以内の支払期日となっております。買掛金には外貨建のものが含まれており、これらについては為替相場の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用することにより、リスクをヘッジしております。

長期借入金は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、返済日は決算日後、最長で約３年であります。

長期未払金は、役員退職慰労金の打切支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

デリバティブ取引は、上述の為替予約取引であり、「デリバティブ管理規程」によりデリバティブ取引の利用をヘッジ会計が適用可能な取引に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記　（４）会計方針に関する事項　⑤　重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2020年８月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）４．参照）

	連結貸借対照表計上額（千円）	時 価 （ 千 円 ）	差 額 （ 千 円 ）
①現金及び預金	2,919,622	2,919,622	―
②売掛金	159,395	159,395	―
③差入保証金	809,867	810,642	775
資産計	3,888,885	3,889,660	775
④買掛金	86,478	86,478	―
⑤長期借入金	1,810,000	1,808,297	△1,702
負債計	1,896,478	1,894,776	△1,702

（注）１．⑤長期借入金には、１年以内返済予定長期借入金を含めております。

２．金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②売掛金並びに④買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③差入保証金

時価は、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

⑤長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．デリバティブ取引に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

４．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額（千円）
長期未払金（※）	134,150

（※）長期未払金は、各役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、時価開示の対象とはしておりません。

７．賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、京都市において商業ビルを所有し、その全部を賃貸しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は192,163千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸原価は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,362,764	△34,762	2,328,001	3,310,801

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当連結会計年度増減額は減価償却によるものであります。

３．当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）に基づく金額であります。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,395円64銭
１株当たり当期純利益	20円81銭

貸借対照表

（2020年８月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
［資産の部］		［負債の部］	
流動資産	**4,036,228**	**流動負債**	**1,061,236**
現金及び預金	2,630,501	買掛金	98,430
売掛金	125,426	１年以内返済予定長期借入金	672,000
商品	920,919	未払金	78,766
原材料	59,663	未払費用	71,954
前渡金	27,357	前受金	73,613
前払費用	13,702	ポイント引当金	30,119
未収入金	177,765	資産除去債務	8,403
その他	80,891	その他	27,948
固定資産	**4,482,418**	**固定負債**	**1,674,123**
（有形固定資産）	**1,060,315**	長期借入金	1,138,000
建物	627,423	退職給付引当金	80,634
車両運搬具	0	資産除去債務	176,801
工具、器具及び備品	60,522	長期未払金	132,295
土地	372,370	その他	146,392
（無形固定資産）	**50,659**	**負債合計**	**2,735,360**
商標権	103	［純資産の部］	
ソフトウェア	50,556	**株主資本**	**5,783,286**
（投資その他の資産）	**3,371,443**	資本金	1,079,850
関係会社株式	22,298	資本剰余金	1,212,204
出資金	4,520	資本準備金	1,186,500
関係会社長期貸付金	64,500	その他資本剰余金	25,704
長期前払費用	11,710	利益剰余金	3,883,283
繰延税金資産	130,545	利益準備金	4,000
差入保証金	809,867	その他利益剰余金	3,879,283
投資不動産	2,328,001	別途積立金	38,300
その他	10,000	繰越利益剰余金	3,840,983
貸倒引当金	△10,000	自己株式	△392,050
資産合計	**8,518,647**	**純資産合計**	**5,783,286**
		負債・純資産合計	**8,518,647**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2019年９月１日から2020年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,423,691**
売上原価		1,867,146
売上総利益		**2,556,544**
販売費及び一般管理費		2,624,881
営業損失		**68,337**
営業外収益		
受取利息	189	
受取配当金	49,540	
受取手数料	19,456	
受取賃貸料	263,602	
その他	1,581	334,369
営業外費用		
支払利息	2,640	
賃貸収入原価	67,835	
その他	56	70,532
経常利益		**195,500**
特別利益		
臨時休業等による収入	136,380	136,380
特別損失		
固定資産除却損	1,399	
減損損失	22,652	
臨時休業等による損失	151,237	175,289
税引前当期純利益		**156,591**
法人税、住民税及び事業税	47,040	
法人税等調整額	6,843	53,883
当期純利益		**102,707**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年９月１日から2020年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
２０１９年９月１日残高	1,079,850	1,186,500	25,704	1,212,204	4,000	38,300	3,889,150	3,931,450
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△150,874	△150,874
当期純利益							102,707	102,707
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	－	△48,167	△48,167
２０２０年８月３１日残高	1,079,850	1,186,500	25,704	1,212,204	4,000	38,300	3,840,983	3,883,283

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
２０１９年９月１日残高	△392,050	5,831,454	5,831,454
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△150,874	△150,874
当期純利益		102,707	102,707
事業年度中の変動額合計	－	△48,167	△48,167
２０２０年８月３１日残高	△392,050	5,783,286	5,783,286

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①　子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
②　デリバティブ	時価法を採用しております。
③　たな卸資産	
・商品、原材料	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（２）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産	定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　７～34年 工具、器具及び備品　３～10年
②　無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）によっております。
③　投資不動産	定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　15～34年

（３）引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　ポイント引当金	「オンリーメンバーズ」制度に基づき、購入金額に応じて顧客へ付与したポイントの利用による将来の費用負担に備えるため、過去の利用実績率に基づき将来の費用負担見込額を計上しております。
③　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務見込額（簡便法）に基づき必要額を計上しております。

（4）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行っております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	（ヘッジ手段）　（ヘッジ対象） 為替予約　外貨建金銭債務
③ ヘッジ方針	為替等の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るデリバティブ取引を行っております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

（5）その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

2．追加情報

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、経済、企業活動への深刻な影響が見込まれております。当社におきましても、今後も当社の業績に影響が及ぶことが想定され、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期の見通しは不透明な状況にあります。

当社は、固定資産の減損会計等の会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は、2021年８月期末に向けて徐々に収束し回復に向かい、2021年９月以降は例年並の売上高が見込まれることを前提としております。

3．貸借対照表に関する注記

（1）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	39,316千円
② 長期金銭債権	64,500千円
③ 短期金銭債務	34,730千円

（2）有形固定資産の減価償却累計額　1,473,037千円

投資不動産の減価償却累計額　202,593千円

４．損益計算書に関する注記

（１）関係会社との取引高

①　売上高	118,803千円
②　仕入高	485,560千円
③　販売費及び一般管理費	8,429千円
④　営業取引以外の取引高	84,095千円

（２）減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類
営業店舗	東京都中央区他、 合計２物件	建物、工具、器具及び備品

（資産のグルーピングの方法）

当社は、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。また、遊休資産については個別資産毎にグルーピングを行っております。

（減損損失を認識するに至った経緯）

営業店舗のうち、閉鎖することを決定した店舗及び収益性の低下している店舗について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（減損損失の内訳）

建物	19,270千円
工具、器具及び備品	3,382千円
減損損失　合計	22,652千円

（回収可能価額の算定方法）

資産の回収可能価額は、正味売却価額により算定しており、転用可能な資産以外について売却可能性が見込めないため零としております。

（３）臨時休業等による収入

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した地代家賃の減額並びに雇用調整助成金等を臨時休業等による収入として、特別利益に計上しております。

（４）臨時休業等による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、自治体からの各種要請等を踏まえ、営業時間短縮及び臨時休業を行っております。その期間中に発生した固定費（人件費・地代家賃・減価償却費）を臨時休業等による損失として、特別損失に計上しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	1,105,082	34,500	－	1,139,582

（注）自己株式数の増加34,500株は、譲渡制限付き株式の解除による取得であります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品	30,775千円
ポイント引当金	9,195千円
未払事業税	1,990千円
未払賞与	7,558千円
未払金	1,855千円
未払費用	1,679千円
資産除去債務	56,543千円
長期未払金	40,389千円
退職給付引当金	24,617千円
減損損失	9,444千円
関係会社株式評価損	915千円
貸倒引当金	3,053千円
小計	188,018千円
評価性引当額	△45,841千円
繰延税金資産合計	142,176千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	11,631千円
繰延税金負債合計	11,631千円
繰延税金資産純額	130,545千円

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	1,196円77銭
１株当たり当期純利益	21円11銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

株式会社オンリー
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾仲　伸之　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木戸脇　美紀　印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オンリーの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オンリー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年10月12日

株式会社オンリー
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
京　都　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾仲　伸之　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木戸脇　美紀　印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オンリーの2019年9月1日から2020年8月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年９月１日から2020年８月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定に基づき、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、主要な事務所において業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月12日

株式会社オンリー　監査役会

常勤監査役　中本己知夫　㊞

監査役　津村俊雄　㊞

監査役　燈田　進　㊞

（注）監査役中本己知夫、津村俊雄及び燈田進は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式　１株につき金７円　　配当総額33,826,926円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年11月26日

以　上

メ　　モ

メ　　モ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会　　場　：　京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町303番地
株式会社オンリー本社ビル３階
TEL　075-354-4129

交通機関　：　阪急京都線烏丸駅下車西改札口を出て23番出口から徒歩約８分
地下鉄烏丸線四条駅下車⑥出口から徒歩約６分
地下鉄烏丸線五条駅下車②出口から徒歩約５分

なお、駐車場はございませんので、お手数ですが、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。